

## 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令の一部改正等に伴い、緊急に入間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、平成 30 年 4 月 1 日から施行したものです。

この専決処分については、平成 30 年第 2 回入間市議会定例会（6 月議会）において、承認を求める議案を提出いたします。

## 〔 改正内容 〕

## ① 第 21 条関係

## 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正

○国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図りました。

区 分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
5 割軽減	33 万円+ ( <u>275,000 円</u> ×被保険者数)	33 万円+ ( <u>27 万円</u> ×被保険者数)
2 割軽減	33 万円+ ( <u>50 万円</u> ×被保険者数)	33 万円+ ( <u>49 万円</u> ×被保険者数)

※ 7 割軽減の軽減判定所得は 33 万円に変更ありません。

(参考)

改正後と改正前の比較（平成 30 年 3 月 12 日時点）

区 分	5 割軽減			2 割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額（円）	世帯数	被保険者数	軽減額（円）
改正後	2,846	5,324	71,536,500	3,025	5,736	30,508,400
改正前	2,770	5,180	69,670,000	2,976	5,626	29,914,700
増減数	76	144	1,866,500	49	110	593,700

## ② 第22条の2関係

### 特例対象被保険者等に係る申告の際の確認方法の改正

○マイナンバー制度による情報連携により離職理由等が確認できる場合は、特例対象被保険者等に係る申告に必要な「雇用保険受給資格者証」の提示を不要とするものです。

※特例対象被保険者等とは、会社都合等により離職して国民健康保険に加入した方です。この場合、所得割額の算定において前年の給与所得を100分の30に軽減して算定します。軽減期間については、離職日の属する月から翌年度末までの間です。

人間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第22条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第22条の2 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提出しなければならない。</p>